

水道料金の改定について

このような状況を踏まえ、本町では平成11年以来20年ぶりに、現行の基本料金と超過料金をそれぞれ約30%増額改定することといたしました。

改定後は、一般的な家庭の場合（口径13mmで使用水量20m³／月と仮定）月額1,825円が月額2,370円となり、545円の増額となります。（メーター使用料・消費税含む）

改定時期は、5月検針分（6月請求分）からの改定となります。

今後も引き続き一層の経営努力を行ってまいります。水道水の安定供給、耐震化等の取り組みを進めるために必要な改定となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

現行料金と改定後料金の比較表 （一般用口径13mm・1ヶ月あたり）

※メーター使用料・消費税含む

使用水量	現行	改定後	増額分
～8m ³ まで （基本水量内）	594円	750円	156円増
10m ³	799円	1,020円	221円増
20m ³	1,825円	2,370円	545円増
30m ³	2,851円	3,720円	869円増
40m ³	3,877円	5,070円	1,193円増
50m ³	4,903円	6,420円	1,517円増

水道豆知識 水道の漏水について

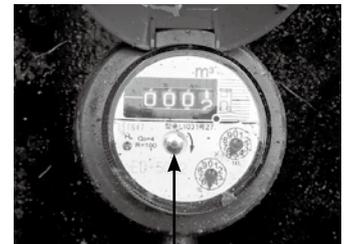
前月より水量が大幅に増加している、または徐々に水量が増加傾向にある時は漏水が疑われます。

漏水の可能性があるかどうかを確認することは、水道メーターで簡単にできます。

この機会に、定期的に水道メーターを見ていただいたり、ご自宅が漏水していないか確認していただければと思います。

■漏水の調べ方

1. 宅内の蛇口を全て閉め、水がでていないことを確認します。
2. ご自宅に設置されているメーターボックスを開け、水道メーターの蓋をあけます。
3. 水道メーターのパイロット部分に注目します。
4. 漏水の状況によりとてもゆっくり回るケースもありますので、1. 2分くらいは目を逸らさないでください。
5. パイロットが回っていれば、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。



パイロット
水が流れると回る仕組みになっています。

■水道料金の減免措置があります

地中や床下の配管などで、客観的に発見が困難である漏水に限り、減免措置があります。ただし、「いの町指定給水装置工事事業者」以外がおこなった修理は減免対象になりません。

■修理をされる場合

漏水の修理は、いの町指定給水装置工事事業者へ直接依頼してください。修理費用は自己負担となります。修理を依頼される際には、つぎの点にご注意ください。

1. お知り合いの水道工事店があるときは、「いの町指定給水装置工事事業者」かどうか確認してください。
2. 修理を依頼するときは、工事の内容や費用について十分な説明を受けてください。
3. アパートや借家にお住まいの方は、まず大家さんや貸主にご相談ください。
4. お知り合いの水道業者がない場合は、「いの町上下水道組合」へお問い合わせください。

いの町上下水道組合 ☎ 090-9555-6246 土曜、日曜、祝祭日は除く

平成31年1月分

いの町上水道水質検査結果

※町公式ホームページにも掲載しています。

	基準値	公園町水系	鎌田水系	伊野南	上八川	長沢
一般細菌	100個/mL以下	1未満	1未満	1未満	0	0
大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
塩化物イオン	200mg/L以下	2.1	2.7	3.7	1.5	2.6
有機物	3mg/L以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.3未満	0.3未満
pH	5.8以上8.6以下	7.4	6.9	6.9	7.9	7.4
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
濁度	2度以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1未満	0.1未満

※検査機関によって結果の表記に違いがありますが、全ての地点で水質基準を満たしています。